

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。
令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 がんと向き合うサポートブック製作業務委託
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 佐賀県医療センター好生館
- (4) 納入期限 令和7年2月3日（月）

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 過去 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日から当該業務の公募開始日まで）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、同種業務を完了した実績を有していること。

※同種業務とは、小冊子やタブロイド紙等の広告物の作成及び印刷業務を指す。

※広告物は 8 ページ以上のものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極

的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部署

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係
電話 0952-28-1153 (直通) F A X 0952-28-1253

(2) 関係書類の交付期間及び交付方法

令和7年1月10日(金)から令和7年1月17日(金)まで、佐賀県医療センター好生館ホームページ (<https://www.koseikan.jp>) に掲載する。

(3) 入札説明会 実施しない。

(4) 入札参加申請

ア 本入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和7年1月17日(金)16時まで
に、3の(1)の部署に持参又は郵送(同日時必着)すること。

なお、郵送の場合は、郵便追跡サービスを利用できる書留やレターパック等で送付
することとし、「入札参加申請書在中」と明記すること。

(5) 入札の方法、入札書の提出期限、提出先及び提出方法

ア 入札の方法

持参又は郵便による入札

イ 入札書の提出期限

令和7年1月23日(木)10時(必着)

提出期限を過ぎた入札書は、いかなる理由があっても受け付けない。

ウ 提出先

3の(1)の部署

エ 提出方法

①提出は、持参又は郵送(「簡易書留」又は「一般書留」)すること。

②封筒表面には、「入札書在中」と明記すること。

③封筒裏面には、「業務名」「入札者名」「入札者の所在地又は住所」を明記する
こと。

④入札書は、中封筒に入れ、中封筒表面には、「業務名」「入札者名」を明記し、
フラップ部分(のり付けする部分)の中央に入札書に押印した印鑑により封印す
ること。

⑤持参する場合は、上記②及び③の外封筒を省略することができる。

(6) 開札の日時及び場所等

ア 日 時 令和7年1月23日(木)午前10時10分

イ 場 所 佐賀県医療センター好生館 本館2階 多目的ホールA

ウ その他 開札は、当該入札事務に関係のない当法人職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札に関する事項

ア 入札は、入札参加申請者が行うものとする。

イ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか
を問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未
満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額)を記入すること。

(8) 交渉権者及び交渉順位の決定方法等

ア 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者を交渉権者
とする。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う

こととし、再度入札の方法については、応札者に対して別途通知する。

ウ 交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。ただし、最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。なお、この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。

(9) 交渉の実施及び契約の相手方の決定

ア 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、最高順位の交渉権者と価格交渉を行う。

イ 交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とする。

ウ 交渉権者との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者又はその代理人と価格交渉を行うことができる。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 入札参加資格のない者

イ 本入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 金額を訂正した入札書を提出した者

カ 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条により無効であると認められる入札書を提出した者

ク 1人で2以上の入札を行った者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合の損害は、入札参加申請者の負担とする。

ア 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

イ 入札参加申請者及びこれに関係する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除する。

(4) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(5) 談合情報

ア 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表する

ことがある。

イ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) その他

本入札の執行については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則の定めるところによる。